

入札説明書（仕様書）

公告日：平成25年2月28日

本入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえで入札に参加してください。

- 1 件名 平成25年度 三重県立看護大学学生健康診断業務委託
- 2 委託期間 契約締結日～平成26年3月31日
- 3 履行場所 三重県立看護大学（三重県津市夢が丘1丁目1番地1）
- 4 委託内容 仕様書のとおり
- 5 入札日時 平成25年3月11日（月）10：00
- 6 入札場所 三重県立看護大学 管理棟2階 小会議室
（三重県津市夢が丘1丁目1番地1）
- 7 開札日時 開札は、入札者立合いのうえ、入札後ただちに行います。
- 8 開札場所 6に記載の場所で行います。
- 9 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する者
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県の「三重県物件関係落札資格停止要綱」により落札資格停止を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定による許可が必要な者にあつては、当該許可を受けている者であること。
 - オ 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定による病院又は診療所の開設届けがなされている者であること。
 - カ 三重県内に健康診断が可能な施設を有する者であること。
 - キ 過去3年間において当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- 10 入札者及び落札候補者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に掲げる証明書等を平成25年3月6日（水）午後5時までに12に記載の所属まで提出してください。
なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(4)から(8)の書類を提出していただきます。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成25年3月12日（火）の午後5時とします。提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書 (様式1)
 - (2) 法人にあつては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」のうち、いずれかの書類の写し
 - (3) 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
 - (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
 - (5) 納税確認書(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
 - (6) 9(2)のエを証明する書類等の写し
 - (7) 9(2)のオを証明する書類等の写し
 - (8) 施設所在地及び契約実績報告書(様式2)及び契約書の写し
- 11 質疑応答票の提出期限及び提出方法
- (1) 提出期限 平成25年3月6日(水)午後5時まで
 - (2) 提出方法 直接又はFAXにて12に記載の所属まで提出すること
FAX : 059-233-5666
- 12 入札手続きに関する担当所属
- 〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1
三重県立看護大学事務局・教務学生課 担当:石黒・伊藤
電話番号:059-233-5728 FAX番号:059-233-5666
- 13 質疑応答に関する回答及び競争入札参加資格の確認結果通知
- 平成25年3月8日(金)までに通知します。
- 14 入札方法等に関する事項
- (1) 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。
 - (2) 再度入札を行うこともありますので、開札には、本人又はその代理人が立ち会ってください。
 - (3) 本入札においては、入札単価に受診予定者数を乗じた額の総額を入札価格とします。また、入札金額及び単価欄の記載にあつては、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず契約希望金額を記載するものとし、課税業者にあつては消費税欄に内税額を記載するものとする。
 - (4) その他「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- 15 入札保証金
- 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第11条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 16 入札の無効
- 契約規程第15条及び「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- 17 落札者の決定方法について
- (1) 「入札等に際しての注意事項」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、9(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

18 契約に関する事項

- (1) 契約は、消費税及び地方消費税を含む単価による単価契約とし、検査項目の単価に各受検者数を乗じた額の合計額を支払うものとします。
- (2) 契約条項は別途定める契約書のとおりです。
- (3) 契約に関する事務は、12に記載する所属にて行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

19 契約保証金

契約保証金は、契約規程第31条～33条、及び「入札に際しての注意事項」によるものとします。

20 検査について

健康診断の結果を健康診断終了後、本学の指定する方法により教務学生課へ提出して担当者の検査を受けるものとします。

21 支払方法

実施した健康診断についての検査終了後、適正な請求書を受領後、30日以内に支払うものとします。

22 その他

- (1) 入札説明書（仕様書）及び入札に関する疑義、確認等は、11に記載されている日時までに「質疑応答票」により行うこと。（※回答に時間がかかる場合がありますので、早めをお願いします。）
- (2) 本業務の実施にともなう消耗品及び機器の搬入・運搬等の諸経費は受託者が負担すること。
- (3) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書（仕様書）及び契約書に記載された内容及び実施期間等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (6) 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (7) 契約締結権者は、受注者が（6）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

平成25年度三重県立看護大学学生健康診断業務にかかる仕様書

- 1 件名 平成25年度三重県立看護大学学生健康診断業務
- 2 委託期間 契約日～平成26年3月31日まで
- 3 実施内容

(1) 健康診断実施日

- ①平成25年4月2日(火) 9:00～ 看護学部3年生(110名)
- ②平成25年4月2日(火) 13:30～ 看護学部2年生(100名)
- ③平成25年4月5日(金) 9:00～ 看護学研究科2年生(9名)
- ④平成25年4月5日(金) 9:10～ 看護学部4年生(105名)
- ⑤平成25年4月5日(金) 13:55～ 看護学研究科1年生(2名)
- ⑥平成25年4月5日(金) 14:15～ 看護学部1年生(100名)

(2) 健康診断項目

健康診断実施内容は次のとおりとし、その内容は別添-1の検査項目一覧表に掲げる検査項目等の内容で行う。

- ① 三重県立看護大学看護学部1～4年生の健康診断
- ② 三重県立看護大学大学院看護学研究科1～2年生の健康診断

(3) 受診票及び問診票

受診票及び問診票は別添-2の項目を含むものとする。ただし、これによることができない場合は、別途協議のうえ決定する。

(4) 判定

既往歴、自覚症状等、診察及び検査の結果により、判定を行うこと。ただし、判定基準や判定方法等の変更があった場合は、別途協議のうえ決定する。それ以外は医師の任意判定により行うこと。

- ① 判定については、1異常なし、2要経過観察、3要指導、4要精検、5要医療、6治療中の6段階とする。
- ② 総合判定及び検査項目毎に判定を行うこと。

(5) 診察及び医学的助言指導

診察に際しては、既往歴、自覚症状等について留意のうえ診察を実施し、必要な者に対しては医学的助言指導を行い、内容については具体的に受診票の指導事項欄等に記入すること。

- ① 自覚症状の訴えのある者については、再度確認し、指導すること。
- ② 自覚症状の強い者については、精密検査が必要かどうか判断し、指導すること。
- ③ 問診票の「相談希望」や「特に気になること」の項目に記載がある者については、その者に対して指導を行い、必要と思われる者については、保健相談を利用するよう勧めること。
- ④ 不定愁訴のある者のうち、必要と思われる者については、保健相談を利用するよう勧めること。

(6) 健康診断の日程について

別添-3の日程で三重県立看護大学内において健康診断を実施すること。

(7) 健診開始前の準備について

- ①受診者情報は三重県立看護大学より磁気媒体等により健診実施機関に提供する。
- ②年齢基準日は平成25年4月1日とし、受診票、問診票、個人結果票等すべて基準日で統一すること。
- ③健康診断に必要な受診票、問診票等は健診実施日の3日前までに健診実施機関から三重県立看護大学まで届けること。

(8) 健康診断実施にあたっての注意

①健診実施体制全般について

- ア 混雑を防止するため、適切な数の職員を配置すること。
- イ 受診票の予備を用意すること。
- ウ 健診機器の確認をしておくこと。
- エ 健診会場は、採血時の消毒綿の散乱等がないよう常に清潔を保つこと。
- オ 受診者が健診中に体調不良となった時のために休息するスペースを確保しておくこと。
- カ 健康診断順序については、部屋数、職員数を考慮し、スムーズに受診できるよう配慮し、健康診断実施機関において設定すること。
- キ 受付開始20分前には準備を完了すること、受付終了後15分間は片付けずに受診者を待つこと。
- ク 健診会場での実施にあたっては、プライバシーに充分配慮すること、男性、女性を分けて実施すること。特に診察室内の会話が他の受診者に聞こえないように待合い場所を設置すること。
- ケ 検査必要項目について確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。
- コ 健診会場の準備、後片付け等は健診実施機関で行い、健診終了後は現状復旧を確認すること。

②受付について

- ア 受付簿の作成を行い、受付番号、学籍番号、X線番号、カナ氏名、性別、受診項目を記入すること。
- イ 胸部X線番号は連番とし、取りまちがわないようにすること。

(9) 検査項目別の健診体制について

①胸部X線

健診会場は胸部X線撮影車両1台以上で実施すること。男女が混同して受診する場合は、健診車両の入口で受診の整理を行う職員を配置してプライバシーに配慮すること。

②身体測定

- ア 1カ所以上設置すること。
- イ 自己申告は認めないこと。
- ウ 受診者全員に身長・体重を計測し、小数点第1位まで測定すること。

③尿検査

- ア 1カ所以上設置すること。
- イ 採取場所の確保を行うとともに採取用コップを準備して、検査できる体制を整えてお

くこと。

④血圧測定

ア 1カ所以上設置すること。

イ 測定にあたり、1回目の最大血圧が140以上又は最小血圧が90以上のいずれかに該当する受診者の場合は2回目を測定すること。受診票には2回とも測定値を記入すること。

⑤視力検査

1カ所以上設置すること。

⑥聴力検査

診察時に同時に行うこと。

⑦血液検査

ア 1カ所以上設置すること。

イ 真空管採血の場合は、注射針と採血ホルダーを受診者毎に滅菌済みのものに交換すること。

ウ 採番する等の方法により受診者と検体を取り違わないようにすること。

エ 検査項目に従い適量を採血すること。

オ 一定の止血時間をもうけ止血を確認したうえ、次の検査項目に回すこと。

⑧心電図検査

2台以上で実施すること。外部から検査状況が見えることのないよう、また、隣同士の検査状況が見えることがないよう、プライバシーを充分確保したうえ実施すること。

⑨診察

1名以上の医師を配置すること。

(10) 健診実施後の処理

①個人結果票、健診一覧表の処理

ア 個人結果票には、総合コメントを含めること。

イ 個人結果票は、健診実施後おおむね3週間以内に三重県立看護大学に届けること。

ウ 受診者には、個人結果票を厳封した状態で三重県立看護大学に親展で送付すること。なお、個人結果票（大学用）・健診結果一覧表・有所見者一覧表を三重県立看護大学に送付すること。

オ 個人結果票、健診結果一覧表の様式は別途協議にうえ決定する。

②健診結果データの処理

受診結果データは最終の個人結果票の発送と同時に、三重県立看護大学へ Excel ファイルで作成し、USBメモリーで届けること。

③健診結果票の保管

ア 電算処理が終了した健診結果票、胸部エックス線フィルム及び心電図などの検査にとりもなう資料は、健診実施機関において5年間保管すること。

イ 健診実施機関で保管する上記アの検査にとりもなう資料は、次年度以降の照会等に応じて参照できるよう整理すること。なお、三重県立看護大学の要請に応じて随時対応すること。

ウ 健診実施機関で保管する上記アの検査にともなう資料は、三重県立看護大学又は本人が借用を申し出た場合には、その指示に従うこと。

(11) 個人情報の取扱い

この事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないものとする。

(12) 緊急連絡

健診実施機関が緊急対応を必要と判断した学生については、ただちに、三重県立看護大学の学生部長に連絡し、判定後は速やかに個人結果票の全ての項目を記入のうえ、個人結果票のコピーを提出すること。

(13) その他

- ① 健診に際しては、担当者と打ち合わせること。
- ② 健診当日に交通渋滞、車の事故等により予定時刻までに到着不可能な場合は、三重県立看護大学に速やかに連絡をし、指示を受けること。
- ③ 健診実施にともなう事故等が発生したときは、第1に現場で応急措置を施したうえ、直ちに三重県立看護大学に連絡をし、指示を受けること。
- ④ 健診の実施にあたり発生した医療廃棄物は、責任をもって処分すること。
- ⑤ その他必要な事項は、別途、三重県立看護大学より指示する。

4 受診予定人数

別添-4のとおり

なお、受診予定人数については、受診者情報を提供する際に確定することとし、受診予定人数の増減に対応できる体制を整備しておくこと。